



〒959-2642 胎内市新和町 2-5
中条町商工会（胎内市産業文化会館内）
TEL (0254) 43-3624 FAX (0254) 43-5773
URL <http://www.tainai.or.jp/>
✉ nakasyo@shinsyoren.or.jp

★今月・来月の行事予定

【11月 NOV】

日にち	時間	内容	場所	担当者
10日(水)	13:30~	融資委員会(予定)	商工会館	菅原・鈴木・窪田
11日(木)	13:30~	女性部 花いっぱい運動	胎内電建工業㈱	窪田・永井
13日(土)	11:30~12:30 16:30~17:30	たいないトココおうちでバル(テイクアウト応援企画)	ぶれすほ胎内 ほか	全員
14日(日)	11:30~12:30 16:30~17:30	たいないトココおうちでバル(テイクアウト応援企画)	ぶれすほ胎内 ほか	全員
20日(土)	11:30~12:30 16:30~17:30	たいないトココおうちでバル(テイクアウト応援企画)	ぶれすほ胎内 ほか	全員
21日(日)	11:30~12:30 16:30~17:30	たいないトココおうちでバル(テイクアウト応援企画)	ぶれすほ胎内 ほか	全員
24日(水)	18:00~	女性部 役員会	未定	窪田・永井

【12月 DEC】

日にち	時間	内容	場所	担当者
3日(金)	13:30~	乙地区総会(別途ご案内のハガキをご覧ください。)	かつらや旅館	町田・菅原・鈴木・窪田
7日(火)	13:30~	築地地区総会(別途ご案内のハガキをご覧ください。)	植木屋	町田・菅原・鈴木・窪田
9日(木)	13:30~	中条地区総会(別途ご案内のハガキをご覧ください。)	常の家	町田・菅原・鈴木・窪田
10日(金)	13:30~	融資委員会	商工会館	町田・菅原・鈴木・窪田
28日(火)		仕事納め		

★壁等に貼ってご利用下さい。

一人でも雇ったら、労働保険に必ず加入を！ ~ 11月は労働保険適用促進強化期間です~

労働者(パート・アルバイト等を含む)を1人でも雇っている事業主は労働保険(労災保険・労働保険)に加入しなければなりません。

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のためにも欠くことのできない制度です。

また、人手不足の折、事業主にはコンプライアンスが求められており、より良い人材を確保する意味でも、労働保険に必ず加入している必要があります。

まだ、労働保険の加入手続きを行っていない事業主におかれましては、管轄の労働基準監督署または公共職業安定所(ハローワーク)で加入手続きをとられますようお願いします。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

加入義務のある事業所

次の事業場は、労働保険への加入が法律で義務付けられています。(強制適用事業所)

常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず労働者を1人でも雇っている事業所は加入義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。
※強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。

労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

短時間労働者(パート・アルバイト)について

労災保険は、短時間労働者を含むすべての労働者が対象となります。

雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象となることがあります。

※その他、法人の役員、同居の親族等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

保険料は何に使われている？

お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災保険 労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合やなくなった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

雇用保険 労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

保険料はだれが負担する？

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額と保険料率(労災保険料+雇用保険率)から決まります。

労働保険料のうち、**労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方の負担**になります。

※労災保険率及び雇用保険率が事業の種類ごとに定められているため、労働保険料は事業の種類により異なります。

加入手続きを怠っていると？

1. 遡って保険料を請求するほか、追徴金も徴収します

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険への加入手続きを行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続きを行い、労働保険料額を決定します。

その際、労働保険料は手続きを行っていない過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払っていない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2. 労働災害が生じた場合、労災保険給付額的全額又は一部を徴収します

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の加入手続きを行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3. 事業主のための助成金が受けられません

雇用調整助成金(休業等によって雇用維持を図る事業主に助成)や、特定求職者雇用開発助成金(高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成)などの、事業主のための雇用開発助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

お問い合わせは

新潟労働局総務部 労働保険徴収課 ☎ 025-288-3502

又はお近くの労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)まで

適格請求書等保存方式（インボイス制度）登録申請開始

令和5年10月1日から、買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほかに売手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要となります。

★適格請求書とは

「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。

★適格請求書に必要な記載事項

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		△△商事(株)
(株)〇〇御中	⑥	登録番号 T012345...
11月分 131,200円		××年11月30日
②	③	
11/1	魚 *	5,000円
11/2	豚肉 *	10,000円
11/3	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
④	8%対象 40,000円	消費税 3,200円
	10%対象 80,000円	消費税 8,000円
		⑤
		③ * 軽減税率対象

簡易適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率

②	スーパー〇〇	
XX年11月30日	東京都...	登録番号 T123456...
	①	
③	④	
ヨーグルト *	1	¥108
カップラーメン *	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		④ (内 消費税額) ¥24
10%対象		④ (内 消費税額) ¥50
③ * 軽減税率対象		
	お預かり	¥1,000
	お釣	¥126
	⑤	適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

※不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えてこれを交付することができます。

○適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

※適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日まで（ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。

「確かな未来」が会社を変える。



「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから安全・安心！
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理！
管理や運用の手間がかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク！
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもお加入いただけます。
 - 他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。
- 詳しくは
ホームページをご覧ください
- 中退共** 検索
- <http://chutaiyoku.taisyokukin.go.jp/>

50歳 小規模企業共済

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が、廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。おかげさまで、今年50周年を迎えました。

制度の特長

- 1 全国125万人が加入
昭和40年比約2.5倍の実績あり
制度で、現在は全国約100万人が125万人が加入しています。(※2.5倍実績)
- 2 掛金は全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済掛金控除」の対象として、課税対象所得から控除されます。
- 3 受取時も税制メリット
共済金の受取は、一括の場合、一括で全額所得扱いし、分別受取の場合は「公的年金等受取所得」扱いです。

経営者のための退職金制度です！

中小機構 TEL: 050-5541-7171 (関東地区)
www.smj.go.jp/skyosai